

## ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、ロシアに関する専門家の育成および市民の国際理解の醸成など本市の国際化の推進ならびに、ロシアとの長い交流の歴史のなかで築かれてきた日本における対ロシア関係の拠点としての役割を将来にわたり維持し発展させることにおいて、ロシア極東連邦総合大学函館校（以下「学校」という。）が果たしている重要な役割に鑑み、学校の運営に関する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、学校法人函館国際学園とする。

### (補助対象経費)

第3条 規則第6条第1項に規定する補助対象経費は、教育条件の維持および向上を図るための経費でかつ学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号。以下「会計基準」という。）第十条に基づく別表第一に規定されている科目のうち次に掲げる経費のほか、会計基準第十九条に基づく別表第二に規定されている退職給与引当金繰入額とする。

ただし、退職給与引当金繰入額を取り崩し支出する場合は、補助対象経費から除外するものとする。

- (1) 人件費支出
- (2) 教育研究経費支出
- (3) 管理経費支出
- (4) 施設関係支出
- (5) 設備関係支出

### (補助金交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定をする場合において、補助金の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 経営の安定化に努めること。

(2) 学校の特色を活かした地域貢献活動に努めること。

(定めのない事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。